

○厚生労働省告示第百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項及び第十一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1中(223)を(227)とし、(222)を(226)とし、(221)を(225)とし、(220)を(223)とし、その次に次のように加える。

(224) ルリオクトログ アルファ スゴル (遺伝子組換え)

別表第1の1中(219)を(222)とし、(212)から(218)までを(215)から(221)までとし、(211)を(213)とし、その次に次のように加える。

(214) メポリズマブ (遺伝子組換え)

別表第1の1中(210)を(212)とし、(120)から(209)までを(122)から(211)までとし、(119)を(120)とし、その次に次のように加える。

(121) セベリパーゼ アルファ (遺伝子組換え)

別表第1の1中(118)を(119)とし、(45)から(117)までを(46)から(118)までとし、(44)の次に次のように加える。

(45) オクトログ ベータ (遺伝子組換え)

別表第2の1中(53)を(54)とし、(31)から(52)までを(32)から(53)までとし、(30)の次に次のように加える。

(31) セムリパーゼ アルファ（遺伝子組換え）（人血清アルブミンを含有するものに限る。）